

千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領

(趣旨)

第1条 千葉県内に設置する私立幼稚園に関する学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条による設置認可については、法令に定めるもののほか、この要領の規定によって取り扱うものとする。

(設置者)

第2条 幼稚園の設置者は、学校法人を原則とする。

(適正配置)

第3条 幼稚園の位置は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「基準」という。）第7条第1項に規定するもののほか、既設幼稚園等との距離、設置予定地周辺の幼児数、人口動態等を勘案し、適正な配置となるようにしなければならない。

(名称)

第4条 幼稚園の名称は、千葉県内の既存の幼稚園の名称と同一又はまぎらわしいものであってはならない。

(定員及び学級数)

第5条 幼稚園の規模は、定員140人以上400人以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を満たすものについては、2学級70人以上とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 幼稚園未設置市町村及びこれに準ずる地域であること。

イ 開発事業施行区域内及びこれに準ずる地域で、人口増加が明らかな地域であること。

(2) 園地、園舎等がすべて寄附であり、債務（施設等の補助金分を除く。）の引継ぎがなされないものであること。

(施設及び設備等)

第6条 幼稚園の施設及び設備等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 園地は、1,624平方メートルを下回らないこと。ただし、この要領の施行前に宅地問題協議会において指導を受けたものにあつてはこの限りでない。

なお、園地については、次の算式により算出される面積を上回ることが望ましい。

基準園舎面積×2.2+基準運動場面積

(2) 保育室及び遊戯室の面積は、別表に定める面積を下回らないこと。ただし、教育方法及び教育効果等特別の理由があり、かつ、次のいずれかの場合には保育室と遊戯室が兼用であってもよい。

ア 各学級ごとの保育室に、それぞれ遊戯室の性格をもたせた広さ（100平方メートル以上）や設備を確保していること。

イ 遊戯室を広くとり、その一部を可動間仕切等でしゃへいして保育室とするものでは、しゃへいした時それぞれが別表に定める保育室及び遊戯室の面積を確保していること。

- 2 幼稚園の施設及び設備等は、将来にわたって継続的に幼稚園に使用されるものでなければならない。
- 3 幼稚園の施設には、教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者が居住その他の用に供しているもの等）を含んではならない。

附 則

- 1 この要領は、昭和54年9月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後になされる設置計画の申請から適用する。
- 2 この要領の施行の際、既に設置認可がなされている幼稚園についても、この要領の規定に該当する事項について変更を行う場合には、この要領の規定を適用する。
ただし、第7条第1項の規定については、施行の日から起算して4月間はこの限りでない。
- 3 千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領（昭和48年4月1日施行）は、昭和54年8月31日限り廃止する。
- 4 改正後のこの要領は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 5 改正後のこの要領は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 6 改正後のこの要領は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 7 改正後のこの要領は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 8 改正後のこの要領は、平成18年12月22日から施行する。
- 9 改正後のこの要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表 保育室及び遊戯室一室の最低面積

(1) 保育室

学 級 定 員	最低面積
30人以下	39 m ²
31～35人	46 m ²
36～40人	53 m ²

(2) 遊戯室

最低面積
100 m ²